

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護報酬請求事務の外部結合の変更について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第4項（法令の定めに基づき外部電子計算機との結合をしたとき）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

事業名	訪問看護ステーションの運営								
担当課	健康づくり課								
目的	在宅療養者の療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を図る。								
対象者	在宅療養中の区民								
事業内容	<p>新宿区訪問看護ステーションは、利用者が可能な限り居宅において、能力に応じて自立した生活を営むことができるように訪問看護を行うとともに、指定居宅介護事業所としてのケアプラン作成を行っている。</p> <p>訪問看護・居宅介護（ケアマネジメント）支援事業に伴う介護給付費の請求については、法令の定めに基づき、厚生労働大臣が定める事項を、各月毎に翌月10日までに電子処理組織を使用して、審査支払機関（東京都国民健康保険団体連合会）に提出することとされている（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第2条）。この定めに従い、訪問看護システムでは、これまでFDによる請求データの受渡しを、ケアマネジメント支援システムでは、ISDN回線を使用したデータ伝送による請求を行ってきた。</p> <p>しかし、東京都国民健康保険団体連合会は、平成30年度からは、ISDN回線及びFDによる請求を廃止し、インターネット回線による請求に一本化するとしている。</p> <p>また、本事業については、個別システムを区イントラネットサーバ上のシステム統合基盤にシステムを統合する方針に則り、平成28年7月、情報システム課が管理する統合基盤上でのシステム運用に切り替えを行った（平成28年度第3回本審議会承認済）。区の統合基盤システム（イントラネット）は、インターネット以外のネットワークに対する接続制限がある。このため、今回のシステム再構築に伴い、東京都国民健康保険連合会に対する介護給付費の請求については、インターネット回線による請求方法へ変更を行った。</p> <p style="text-align: center;">訪問看護ステーションの利用者数（平成27年度実績）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">訪問看護実績</td> <td style="padding-right: 10px;">年間</td> <td style="padding-right: 10px;">延べ</td> <td>1,635人</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援実績</td> <td>年間</td> <td>延べ</td> <td>210人</td> </tr> </table>	訪問看護実績	年間	延べ	1,635人	居宅介護支援実績	年間	延べ	210人
訪問看護実績	年間	延べ	1,635人						
居宅介護支援実績	年間	延べ	210人						

件名 介護報酬請求事務の外部結合の変更について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	訪問看護・居宅介護支援業務の介護報酬請求事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	資料31-1のとおり
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合
結合する理由	システム統合に伴い、イントラパソコンを活用する場合、インターネット以外のネットワークに対する接続制限があるため、ケアマネジメント支援の介護報酬請求事務について、今までの通信手段である ISDN 回線による通信に対応できなくなる。このため、結合にあたっての通信回線をインターネット回線に変更して、区のイントラパソコン(多機能パソコン)を通じて請求事務を継続して行う。訪問看護の介護報酬請求事務についてもインターネット回線を利用して提出する方法に変更し、セキュリティ対策を一本化する。
結合の形態	インターネット回線を利用して結合する。
結合の開始時期と期間	平成28年7月7日から(以後継続)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝送に関する保護対策として、東京都国民健康保険団体連合会が発行する電子証明書を取得し、合わせて専用の伝送セキュリティソフトを活用する。インターネット接続時には、通信経路上のデータを暗号化して送受信する SSL 通信を使用することにより、通信経路上での情報搾取を防止する。 2 国民健康保健団体連合会は、電子証明書を登録したパソコンからのアクセスのみを許可し、アクセス時には、毎回 ID、パスワードの入力が必要である。このことにより、不正なアクセスを防止している。 3 システム使用時には、職員毎に ID、パスワードによる不正アクセス制御を設け、パスワードの定期的な変更を行う。 4 職員は、新宿区の情報セキュリティ対策を順守する。